

景徐周麟の文筆活動

—— 延徳三年 ——

朝 倉 尚

前稿「景徐周麟の文筆活動－延徳二年(4)－」（広島大学総合科学部紀要Ⅰ『地域文化研究』第28巻。平成14年12月）に引き続き、景徐周麟（1440－1518）の延徳三年（1491）の文筆活動について検討する。紙数の制約上、その大半を次稿以下に譲る。景徐は当年五二歳であった。

〔大徳院から慈照院へ－足利義政の香火所・菩提所・牌所－〕

延徳三年は、正月七日、足利義視（1439生）の死去という大事件によって幕が開かれる。前年の同日には足利義政（1436生）が死去しており、さぞかし世人を驚愕、動揺させたことと推測される。義視の死去に伴い、禅林においては、遺骨を安置してその菩提を追薦する香火所・菩提所・牌所（「香火所」と総称）の問題が紛糾する。義視については、生前に院号が定まっていなかったため、景徐が塔主であった大徳院（開基、在中中淹）が候補となり、「大徳院殿准三宮久山道存大禅定門」の称号が決定したかにみえる。大徳院は足利義視の香火所となるはずであった。が、この時点において、前年に死去した義政の香火所の問題が再燃する。義政は死去してすでに一年間が経過していたが、院号、香火所のことに関し、禅林が納得した形では結着していなかった。義政は、文明十七年（1485）六月十五日に臨川寺三合院で、同院塔主であった月翁周鏡を戒師として得度し、やがて院号を「慈照院」と定めた。月翁は、春屋妙葩下の叡中周噩の法嗣であり（夢窓－春屋－叡中－月翁）、相国寺の大智院（開基、春屋）の徒であった。義政は、当然の

ことながら、月翁の弟子として大智院の徒ということになる。そこで、理想的に言えば、大智院を慈照院と改称した上で、義政の香火所に宛てるべきであった。ところが、大智院は、香火所に宛てられることには異存がなかったが、改称することを拒んでいる。そのため、義政が形営した東山山荘（現、慈照寺銀閣）を「慈照院」と称して大智院主室処周在を住持とし、義政の遺骨は大智院に安置されたままであるという、変則的、暫定的な形式を採らざるを得なかった。義視の死去は、この変則的な形式を打開するための恰好の契機でもあった。その結果、ついに義政の香火所問題をも捲き込んで、大きな変更をもたらして解決する。すなわち、義政の香火所としては、大徳院が慈照院と改称された上で選ばれている。義視の香火所としては、大智院が改称することなく選ばれる。東山山荘は、慈照寺と改称されることになる。如上の結着は、表面的にはすべてが円満に解決したように映ずるが、義政は、春屋を祖とする門派・鹿王門派に属しながら、竜湫周沢（在中はその法嗣）を祖とする門派・寿寧門派の塔頭に祀られることになった。將軍受戒の戒師の所属する門派の塔頭をその將軍の香火所に定めるという原則が崩壊することになる。なお、この間の経緯の詳細については、玉村竹二「慈照寺と慈照院」（『禅文化』第81号〈昭51・6〉）所収。同『日本禅宗史論集』下之二（思文閣出版、昭和56）収録）に記述される。

義視の死去を契機として、義政と義視との香火所をめぐる問題で、激動の渦中に投げ出されることになったが、大徳院塔主としての景徐はどのような立場・態度でこれらに臨み、いかに対処したものであろうか。以下において検討、記述したい。

足利義視が死去した当日・延徳三年正月七日条において、亀泉の『蔭涼軒日録』では第一報を以下のごとく記している。

則赴西御所之煎點、(中略)半齋之頃具威儀將謁西御所、時自葉室公以使者云、大御所御大事在今、急々可參、自鹿苑以僧云、以葉室命即刻謁相府、可令同道云々、愚則脫威儀著打眠衣、先謁鹿苑、(中略)鹿苑在殿中、愚參則與鹿苑可參御寢所之命有之、行奉一見、御形骸可歎、與鹿苑往葉

公之宅、件々相議談、
当日は西御所（小河御所）において足利義政の一周忌（慈照院殿小祥忌）の法要が営まれていた。亀泉が威儀を正して日野富子に謁見しようとしていたその時に、「葉室公」より「大御所」の臨終を知らされている。「葉室公」は「葉公」とも表記され、葉室光忠のことである。教忠の子で、前年の十月に参議・左大弁より権中納言に任じている。足利義材に重用され、側近に侍して「白次」の役割を果たした。蔭涼軒を代表的な窓口とする禅林と將軍義材の間に介在して威を奮った。「大御所」は足利義視を指す。鹿苑院僧録からも光忠の命が伝達される。義視が死去したのは、上洛以来居住した三条通玄寺であった。遺骸との対面の後、鹿苑院主錦江景文、蔭涼軒主亀泉集証、葉室光忠を中心に、ただちに死後の仏事に関する評議が重ねられる。同七日条に以下のごとく記す。

愚謂葉公云、御院號早々可有御定、然者相國之塔頭之中一院被定之者然也、葉公云、何院可然哉、愚云、大徳院可然、葉公云、然者以此旨可伺之、葉公自御前歸云、以大徳被相定云々、大徳奉行飯尾加賀守亦擊節云爾、飯賀云、可被召大徳院主、愚則以折昏召大徳、々々景徐西堂來、傳台命、景徐云、吾門無人甚寂寞、此任不相應、雖然台命上者不可及異議、先可應尊命、愚與飯賀謁殿中傳其旨、已御塔頭相定矣、則御位牌之草案愚書之、新損館大徳院殿准三宮久山大禪定門、鹿苑袖之、
院号のことが議されている。亀泉と光忠との会話を通じて、院号を定めるにあたっては、相国寺の塔頭の中の一院より選ぶのが慣習化していたことが判明しよう。院号として選ばれた塔頭では、遺骨、遺牌が安置され、故將軍のために諸仏事が執行されることになる。香火所、牌所、菩提所として選ばれたことになるが、その運営のためには、相当規模の建物、僧衆、経済力が必要であった。大徳院の担当奉行人であった「飯尾加賀守」「飯賀」・飯尾清房の賛意も得た上で、院主である景徐周麟が召されている。意見を徴された景徐は、「無人・寂寞」であるために、「不相應」の任であるとしながらも、「台命」であるからには異議を申し上げるべきではないと

して、承諾している。大徳院が、物的な面でも人的な面でも、小規模の塔頭であったことが知られる。景徐にしてみれば、將軍家の香火所として昇格するのを機会に、幕府の援助の手を借りながら、大徳院を拠点とした在中中淹を派祖とする自派の勢力の飛躍を図ったものと推される。この時点では、「大徳院殿准三宮久山大禪定門」である。が、事態は一変する。同日条によれば、続いて深更に及び、光忠より義材の命が伝達される。

三更前柏・久歸、傳葉室公云、台命降云、御塔頭雖被定大徳院、有御思
按子細、以大智院爲御塔頭、此分早々可命大智院云々、則遣昌子於大徳
傳台命、

將軍義材の意向により、一度は大徳院に定められたが、改めて大智院に命ぜられている。大智院は、前述のごとく同じく相国寺の塔頭の一つであり、智覚普明国師と賜号された春屋妙葩（1311-88。夢窓-春屋）の塔所である。塔頭名の「大智」は、春屋が大慧宗杲（1089-1163。圓悟克勤-大慧。普覚禪師）の後身・再来であるという逸話に因んで命名されており、春屋の門徒はこの由緒を重んじた。

足利義視の死去した当日の、景徐、大徳院に関わる動向を紹介した。ただし、事がこれで解決した訳でない経緯はすでに略述した。景徐、大徳院の周辺が慌しくなるのは三月に入ってからである。『蔭涼軒日録』に拠れば、以下のごとくである。

午時於松泉轉大般若、謁相府先在葉室公宅相見、則條々書立、以之一々
説破、七ヶ條也（中略）一、慈照院殿御塔頭事、以大徳院被相定者可然
歟、（中略）慈照院殿御塔頭事者、任愚意見、可被相定大徳院、雖然院號
被改慈照院者然也、若不改之如舊可置之由被白之、以別院可有御定、先
彼院江以此旨可相尋之命有之、

（3月12日条）

早旦大徳來、以面傳台命、大徳云、於吾門無可相議定之仁、悉皆可任愚
意見、愚云、然者不涉思量御領掌可然、々者領掌之由可有御白、萬一又
相違之儀有之、二重之敗闕也、失面目畢矣、其分可預御意得云々、

（3月13日条）

十二日条では、將軍義材に謁見する以前に、亀泉は白次役である葉室光忠と綿密な打合わせを行っている。その中の一つが、大徳院を慈照院に改称する条件で、慈照院殿・足利義政の香火所に定める件であった。翌十三日条では、大徳院主の景徐に対して、將軍義材の命が正式に伝えられている。自己の門中に相談すべき僧を欠き、その結果「悉皆愚（注．亀泉）の意見に任すべし」と言い切っている点に注目される。在中門派下は景徐以外に人を欠いたこと、さらには、大徳院が小規模の塔頭であることの表明である。「萬一又相違之儀有之」以下については、一度は義視の香火所に定まりながら撤回されたことに対する不信、不満が表示されたものであろう。それだけに、この件に対する景徐の期待の大きさが知られよう。

一方、この間の経緯を景徐自身が筆録した覚書として、「改大徳院被成慈照院寂初時宜事」が現存し、重要美術品に指定されている（「時宜事」と略称。全文は前掲の玉村竹二「慈照寺と慈照院」論文を参照）。十二日と十三日に関しては、蔭涼軒主との交渉、問答が記されている。十三日に関しては、特に冒頭に、

齋前赴蔭涼、々被申趣ハ、爲上意被仰出候、貴院ヲ可被成慈照院ト可申由候、御返事如何可有御申哉、即不及尋申、先御簾中申子細候、大徳院事、院領モ多候様ニ候へ共、皆小所哉、其上三分二ハ皆押領候、一分計當知行候へ共、右之三分一も無寺納哉、缺乏之由承及候間、爲院ハ何事も不可及料揀候、又一亂よりも陸路已下在家未被起候、可様儀共、爲上意、可有御成敗候、

と記している。亀泉は、香火所として改称することに関して、大徳院・景徐の返事を徴する以前に、あらかじめ塔頭の経営面での窮状を説明している。院領数は多かったが、いずれも狭小の地で、しかも不知行が多かった。亀泉は、経済的基盤の不安定を説き、將軍家の強力な援助、助力を迫ったものである。好意あふれる発言であり、亀泉と景徐との個人的な親密を反映していると解される。大徳院→慈照院への改称については、続いて

當院事、無甲斐老僧間、不及衆評候、兎モ角モ可爲上意候、

と、景徐の一存で承知する。そして、慈照院への改称を拒絶した大智院の態度こそがむしろ好ましくないとした上で、

院號事も可爲上意候、就其院缺乏之儀、被達上聞候肝要候、御佛事已下、
連々可然様ニ御申て被仰付候ハヽ、殊可然由返事申也、
と結んでいる。院の経済の欠乏の折から、諸仏事の遂行に支障を来たさぬように、改めて援助のことを依頼している。景徐にとっては、自院経営の基礎・経済基盤を強固にするために決断された、一種の賭であったのではあるまいか。

三月十四日、大徳院は慈照院と改称され、足利義政の香火所となる。景徐がいかに喜んだかは、『蔭涼軒日録』の三月十四日・十五日条における、

大徳院御返事爲本望由被白之、(中略)次大徳出迎、(中略)先奉告之、慈照院者可被改慈照寺也、景徐歡喜有之、
(3月14日条)

乃召大徳院主景徐西堂被傳台命、彼返答云、被改慈照院之命、實榮庸至也、
(3月15日条)

によっても判明しよう。前者の旧「慈照院」は東山山荘銀閣を指し、この時に現在の「慈照寺」に改称されている。なお、十五日条には、経済行政、就中寺領の保全を任務とする別奉行のことも触れている。

又慈照院別奉行飯尾加賀守有其遺緒、代々爲大徳別奉行、以故諸庄園事精於衆僧識之、若別人致奉行者寺家之儀諸事不可成就、無相違以加賀守令爲奉行、寺家大幸不可過之、委曲尚以書狀可白、可預披露之由景徐翁懇々被白之、

大徳院の別奉行には代々飯尾加賀守が任じていたようである。諸庄園の事情に精通した飯尾加賀守清房の重任を強く希望している。別奉行は個別の寺院担当の専属寺社奉行の意である。飯尾氏は奉行人の家の代表と目され、飯尾清房(宗清。孫四郎、左衛門尉、加賀守)は寛正四年(1463)から永正五年(1508)までの間の在職が確認される(『国史大辞典』〈吉川弘文館〉奉行項参照)。

香火所になったことによって第一になすべきは、それまで大智院に安置

されていた義政の遺骨と御影と屏風とを慈照院に移すことであった。葉室光忠、亀泉、月翁、景徐、さらには改めて慈照院の別奉行に任じた飯尾清房等をはじめとした幕府と大智院と慈照院の関係者が協議を重ねている。その結果、三月二十一日に移されることになる。移置されるについては、新たに仏壇等が造営され、奉仕の僧衆の応援を他院に依頼している。小院であったために、それだけ準備に手間を費している。『蔭涼軒日録』に拠れば、当日の状況を次のように記している。

天降小雨、齋前剃頭、待慈照院齋案内、今晨喜山相公御骨并御影・屏風移之慈照院、々主景徐西堂往大智院請取之、大智院主月翁和尚度之、自慈照院大門鳴鉞鼓入之、及諷經有之、院内衆許結縁云々、齋會、主位相國天澤和尚、齊越西堂參暇西堂頭、等珣首座大智侍真、瑞曇藏主當寺紀綱、賓位鹿苑院錦江和尚、蔭涼軒某、主對大智院月翁和尚、集樹西堂蔭涼侍者、等壽藏主相國侍衣、賓對院主景徐西堂、本棠首座鹿苑侍衣、以上十一員、三汁六菜、麵、五果、茶了皆歸、二番座愚及樹公留之、二番了於御影間有宴、以月江美文爲遨頭二返過歸、(中略)晚來慈照院來云、任意見謁西御所、以高倉殿達其旨、御返答丁寧、次典厩、寶鏡寺、摠持院皆面話云々、勸以盃、茂翁相伴、

(3月21日条)

小雨の降る中、慈照院主である景徐が大智院を訪れ、院主の月翁より受け取っている。慈照院では、鉞と鼓が鳴らされる中を大門より入り、院中では諷經が行われた。齋会に参仕した僧衆を一覧表化すると次のごとくなる。

	僧名	注記	法系	備考
主位	天沢等恩 江月齊越 子玉等珣 瑞曇	參暇西堂頭 大智侍真 当寺紀綱	夢窓－不遷－月溪－天沢	相国寺当住 西堂。常德院。「評定西堂頭」 首座。侍真侍者（義政の真影に給侍） 藏主。維那（規矩を管掌）
	夢窓－無極－空谷－仏巖－江月			
賓位	錦江景文 亀泉集註	某	夢窓－無極－空谷－海門－錦江 一山－雪村－太清－叔英－季瓊－亀泉	和尚。鹿苑僧録 蔭涼職
主對	月翁周鏡 茂叔集樹 伯龜等寿	蔭涼侍者 相国侍衣	夢窓－春屋－巖中－月翁 一山－雪村－太清－叔英－季瓊－茂叔	和尚。大智院塔主。義政の得度の戒師 西堂。蔭涼職・亀泉に随伴 藏主。相国寺住持・天沢に随伴
	夢窓－不遷－月溪－天沢－伯龜			
賓	景徐周麟		夢窓－竜湫－在中－用堂－景徐	西堂。慈照院塔主。主催

対	蜀英本棠	鹿苑侍衣	夢窓－無極－空谷－仙巖－蜀英	首座。鹿苑僧録・錦江に随伴
---	------	------	----------------	---------------

注1. 「注記」欄は『蔭涼軒日録』当日条の注記である。

2. 「備考」欄は、原則として当時の法階や住院を示した後に、当日の役割を注記した。江月項の「評定西堂頭」は前掲「時宜事」に拠る。

相国寺の住持であった天沢等恩等はむしろ例外であり、鹿苑院、蔭涼軒、大智院、慈照院の僧が主体である。このたび改称して香火所に定められる件に直接に関与した僧であり、内輪の会であった。景徐、慈照院としては、謝意を表するための会でもあった。齋会の後には、景徐は亀泉の助言に従い、西御所・日野富子を表慶のために訪問している。「高倉殿」は、高倉法印・高倉法眼と同一人物であるとすれば、かつては足利義政の相伴衆の一人であった人物である。義政の死後、富子に近侍したのか。景徐は、さらに典厩・細川政国、宝鏡寺、摠持院・堯山口舜等を訪れている。親しい庇護者と縁者である。細川政国については後述する。宝鏡寺は尼五山の一つであるが、『蔭涼軒日録』同十一月二十四日条に、

俊嶧西堂圓覺寺書立、自寶鏡寺殿連々蒙仰白之、典厩之妹老比丘尼不例、存生之内此俊嶧西堂可換衣事願也、以此旨被白寶鏡寺之條如此、有御免者可然云々、御免之由台命有之、

とある。桐峰俊嶧のために円覚寺の坐公文を懇望した「典厩の妹の老比丘尼」の許を訪れたものかもしれない。摠持院は比丘尼御所の一つで、長老の堯山は、義政女で、景徐にとっては俗姪にあたった。

將軍義材に対して、いかに謝意を表するかについても、問題になっている。『蔭涼軒日録』同二十二日条と二十五日条より抄出する。

慈照院主來云、小補有傳語云、(中略)又云、就慈照院事謁相府、可伸御謝由雖有意見、能々思按則無益也、其謂者進物等無之、然者御禮許無用也、參于當軒之事參相府同事也云々、得其意云々、 (3月22日条)

慈照院御禮事者院主被參者可然、愚云、彼院無力過法、先日修造齋會等皆以他借辨之、以故依無進物當軒迄來謝也、雖然聊被致御禮者可然由可加意見、(中略)及歸慈照院主往勝定見愚來于常徳門外立談、相府御禮事葉公意見之旨傳之、歸院與一衆相議、以參一左右可白云々、 (3月25日条)

前者によると、景徐は横川と相談し、蔭涼軒に参じて謝意の伝言を依頼することで代えようとしている。理由は、将軍への進物を欠くために、御礼言上ばかりでは「無用」であるためとする。当代における、将軍家とその側近、さらには禅林の、腐敗の実態を象徴している言辞とも言えよう。後者では、その由を言上したのに対し、特に葉宝光忠の異見によって翻意が促されている。それにしても、亀泉の「彼の院の無方法を過ぐ」や「皆他より借るを以って之を弁ず」という紹介の言が、慈照院の困窮を如実に示す。景徐の「帰院して一衆と相議し、参を以って一左右白すべし」の言も同様である。ただし、景徐は、俗縁である大館氏の助力を仰いだのであろうか、進上物二色（浅黄雲紋の緞子一反と剔紅の小盆一枚。剔紅は漆器の一種）を用意し、三月二十八日に義材と対面し、謝意を示している。『蔭涼軒日録』ではその場面を、

進上物點檢之、同途謁相府、則御對面、先進上物段子一端淺黄雲紋、小盆一枚剔紅、杉原十帖、折昏置之、相公左邊攤折昏供台覽、出接景徐翁、御對面、於南縁低頭不上御座敷、無御送、翁退後御歸常之御座敷、顧愚御一咲、愚亦一咲、低頭、

（3月28日条）

のように描写している。「不上御座敷」や「無御送」が示す処遇の厚薄の程度については不明である。とりわけて、義材の「御一咲」と亀泉の「一咲」が何を意味したものが定かではないが、いずれにしても悪い首尾でなかったことが判明しよう。新たに出現した義視・義材・大智院↔義政・富子・慈照院という、対立関係が背後に存在することを勘案した上で、この間の記事を精確に読解するのは難事である。

困窮の慈照院においては、義政のための月忌始めの法要を執り行うについても強力な援助が必要であった。『蔭涼軒日録』同四月四日条には次のごとくある。

齋罷謁相府、條々十一ヶ條書立之白之、葉室公乃披露之、(中略) 一件慈照院御月忌始事、可白伊勢守之旨有之、愚白、可傳尊命、雖然伊勢守多々益辨此事、雖有尊命可爲不成就如何、慶雲院殿御年忌、勝智院殿御年忌

等、毎年被遣公文一通、以其官錢聊辨之、此御月忌亦此分可然乎、但可爲上意、公文一通可被遣之、尤可然也云々、(中略) 召慈照院僧、公帖御免之由報之、(中略) 晚來慈照院來、謝詞丁寧、以彼公帖如慶雲可有半齋云々、

將軍家の仏事を実際に執行するのは禅院であったが、その仏事金を管理、監督するのは幕府の政所の執事である伊勢氏であった。伊勢守貞宗は、景徐・慈照院の申し出に対し、難色を示したのであろう。亀泉は義材に書立を呈し、景徐のために尽力している。慶雲院殿足利義勝や勝智院殿日野重子の御年忌等に毎年坐公文を一通寄進している例に倣い、慈照院にも坐公文を一通寄進し、その官錢でもって弁ずるべきであると助言している。月忌始めは年忌に準じて扱われたわけである。將軍がこのことを許可した結果、四月七日に月忌始めの仏事が営まれている。当日の状況については、

齋罷謁相府、條々書立以葉公白之、(中略) 一、慈照院諷經事、以御寄進公帖一通、先被勤諷經、々々衆百四五十員有之、報會實儼然云々、有御意得、
(4月8日条)

のように報告している。百四五十員によって諷經を勤めている。

同四月八日条に載せられる書立の中には、次のような一条が含まれている。

一、慈照・大智・常德、三御影皆無贊語、被仰付者可然云々、以前贊語無之乎如何、慈照相公御俗體御影、横川贊之、其時相國公帖賜之、御法體之御影、去年御他界以後狩野助書之、然間贊語無之、又大智・常德兩御影亦無贊語云々、命誰某可然乎、愚云、大智者其塔主月翁和尚、慈照者其塔主景徐西堂、常德者其塔主春陽和尚、各被命之可乎、皆能僧也、若不然蘭坡、天隱、正宗可然乎云々、御返答無之、恐御思按乎、

三月二十一日に大智院より移された義政の御影には贊語を欠いていたことが判明する。この御影は、法体の御影であり、旧年義政の死去の後に狩野大炊助正信が描いた像であった。大智院に蔵される義視像も常德院に蔵される義尚像も同様に贊語を欠いた。着贊者・贊詞製作僧の候補を尋ねられ

た亀泉は、各御影を安置する塔頭の塔主・院主の名をあげている。慈照院主の景徐をはじめ、大智院主の月翁周鏡、常德院主の春陽景杲である。「皆能僧也」として称揚している。三僧が不適当な折は、南禅寺の蘭坡景菴と建仁寺の天隱竜沢、正宗竜統を推挙している。亀泉としては、現在の塔主・院主より以外の僧を第一に推薦することは、塔頭内の僧衆の感情を刺激すると考えたのであろう。特に、三院の存する相国寺より外の寺の僧を優先して選ぶのは不穩当であると判断したようである。將軍からの即答は無く、亀泉は「恐御思按乎」と想像している。將軍義材の父である義視の香火所は大智院であるが、時の塔主である月翁は義政の戒師であった。また「皆能僧也」の評はそれなりに妥当であると考えるが、例えば相国寺を代表する僧は横川景三である。決断を求められた義材は大いに困惑したようであり、その結末については定かに記していない。なお、義政の俗体御影に対し横川の賛詞については、横川『補庵京華統集』の巻頭に、「相公壽像讚」と題して収められる。落款に「相國小比丘景三焚香敬書」と署している。賛詞一篇には跋文が附されているが、冒頭に

七月十三日、蔭涼軒、奉大人相公鈞旨、持相國公帖來曰、相公命工繪壽像、求公作讚語、而以位卑爲慊矣、今日帖降、不可辭也、十七日、不獲已領帖、着黃入府謝恩、即日讚成、(下略)

と述べる。文明十二年(1480)七月十七日の横川の相国寺初住は、淮三后大人相公足利義政像への着賛に際し、それ相応の五山長老の位次に高めるためであったことが知られる(慊は、不満・うらみの意)。

慈照院では、七月十四日に將軍家の御成があり、翌十五日には施食・施餓鬼会が設けられている。前者の御成については、慈照院が將軍家の香火所になったことに起因する。「御成始め」の意味を有する。相伴衆の中には、大館刑部大輔政重、同左衛門佐尚氏、同治部大輔視綱等の俗縁が含まれており、景徐にとっては心強いことであった。なお、当日は常德院、普広院、大智院にも御成であり、儀礼的・公的な性格の濃いものであった。後者の施食については、『蔭涼軒日録』に次のような記事が存する。

自慈照院有使者云、昨晚自葉室公云、爲施食自公府被進千疋云々、依之俄調施食、院衆太少、以故隣封勝定・慶雲兩院近付之衆請之、預結縁爲幸然、茂叔・竺英可有同途、(中略)則春英同途而往慈照院施食、燒香塔主景徐西堂、維那周稜〔陵〕首座、東堂三人、魁叟、春英、季睦、西堂五員、院主、予、棟季材、清惟白、樹茂叔、平僧三十員、并三十八員、

(7月15日条)

慈照院においては、葉室光忠の尽力が存したのであろうか、義材の命により公府から千疋が寄進された結果、急遽施食が設けられている。慈照院の内衆があまりに少数のため、隣院である勝定院や慶雲院の内衆の中より親近の僧を招請している。雲頂院からも、亀泉のほかに茂叔集樹と竺英有桂が招かれている。「院衆太少」は謙辞ではなく、他院より参仕した僧衆を含めての総計三十八員は、少に過ぎる。五山の住持経験者である東堂三人と、諸山・十刹の住持経験者である西堂五員を一覧表化すると次のようになる。

僧名	表記	法系	備考
魁叟周璿	魁叟	夢窓－無求－足溪－大建－魁叟	大慈門派。東堂。慶雲院
春英寿芳	春英	夢窓－無求－瑞溪－春英	大慈門派。東堂。慶雲院塔主。同常喜軒
季睦梵怡	季睦	夢窓－絶海－宝山－季睦	靈松門派。東堂。勝定院雲興軒
景徐同麟	院主	夢窓－竜湫－在中－用堂－景徐	寿寧門派。西堂。慈照院塔主
亀泉集証	予	一山－雪村－太清－叔英－季瓊－亀泉	一山派。西堂。蔭涼職
季材梵棟	棟季材	夢窓－絶海－宝山－季材	靈松門派。西堂。勝定院玉潤軒
惟白梵清	清惟白	夢窓－絶海－用剛－惟白	靈松門派。西堂。勝定院
茂叔集樹	樹茂叔	一山－雪村－太清－叔英－季瓊－茂叔	一山派。西堂。雲頂院集雲軒太極齋

魁叟と春英、さらに維那役の景甫寿陵(瑞溪の法詞。首座)が無求周伸を祖とする夢窓派大慈門派に属する慶雲院の内衆であり、季睦・季材・惟白が絶海中津を祖とする夢窓派靈松門派に属する勝定院の内衆である。「隣封勝定・慶雲兩院近付之衆」に相当する。時の塔主は慶雲院が春英、勝定院は惟明瑞智である。亀泉と茂叔、さらに竺英は一山派雪村派下に属する雲頂院の内衆であるが、当席へは蔭涼職とその随伴衆として招請されたものである。当日参仕した慈照院の内衆の中では、住持の経験者は景徐一人であ

り、残りは平僧であった。いかにも小院である。同十八日条によると、

晩來謁相府、以葉公五箇條白之、(中略)一、十五日慈照院施食、彼院内僧衆少、以故隣封勝定・慶雲衆諸老大半請之、予亦備員、嚴重被調之、とある。將軍義材に謁した亀泉は、施食のことをも報告している。他院の僧衆の助力を借りた小規模な会ながら、厳かな雰囲気の下で執り行われたことが知られる。

この年、延徳三年の八月二十七日、將軍義材は近江国に出陣した。六角高頼に押領された所領を回復するのが目的であった。この近江国の三井の陣中に、亀泉以下の禅僧は見舞に参上し、諸指示を仰いでいる。九月以降、慈照院に関連した最大の話題は、義政の三回忌をいかに執行するかであった。『蔭涼軒日録』九月二十日条に次のごとくある。

遣昌子於慈照院云、來年正月七日慈照院殿御第三年、大智院殿御一周忌、何亦年内可有御取越、然者十一月十二月之間可有御佛事、調御一行可賜、今日參御陳致披露可相定云々、乃以參可白云々、(中略)又慈照院殿御第三年忌來正月七日、大智院殿御一周忌亦來正七日也、然者以十一・十二月可有御定、乃以慈照院之一行度葉公、々々乃披見云、御兩殿之御佛事同日可被營也、予云、於一寺同日被營之事者不可叶子細也、大智院事者於造營方不可有其煩、御佛事方之儀迄也、慈照院事者無其場、若無一字建立之儀者不可有御佛事之場、被取立一字、來月三十日之間不可事行、殊敷地等亦一人不退、然者以十二月慈照院殿御佛事忌日被相定、以十一月大智院殿御佛事忌日被相定者可然歟、但可爲上意、供慈照之一行於台覽、其分可伺之云々、

禅院側の希望としては、同月日に死去した義政の大祥忌と義視の一周忌とは、それぞれ十一月か十二月の別の同日に取り越して執行することであった。葉室光忠の個人的な意見ばかりでなく、幕府や將軍としては、明年の正月七日に拘泥しないまでも、同日に挙行するべきであると考えていたようである。禅院側の亀泉はこれに対して、一寺・相国寺において同日に営むことの不可能である子細を説く。慈照院については、特別の事情を景徐

に代わり縷縷申し述べている。要は「無其場」を訴えることであった。慈照院は建造物自体があまりに狭少であり、大仏事を執行する場所としては不適切であった。新たに一字を建立して間に合わせるには時日がさし迫っており、しかも後述するように、同院の敷地内から立ち退くことを渋る建造物が存した。慈照院にとっては切実な問題ではあった。が、反面、敷地内の紛争を幕府、将軍の威光によって解決し、新たに堂宇を拡張する気運を高める好機でもあったと感じたことであろう。景徐としては、十一月中に大智院殿義視の一周忌、十二月中に慈照院殿義政の三回忌を挙行するのが、好都合であった。つまるところ、大智院における義視の一周忌の法要が十一月七日、慈照院における義政の三回忌は十二月七日に執り行われることになる。

義政の三回忌・大祥忌の時日の決定に伴い、実施のための計画を立て、遂行しなければならない。その第一は会場の確保である。自院のみでは不可能であったが、前述した院内の敷地に建造された屋形を、それなりの価格で買い取ることによって解決している。この解決法は、慈照院にとっても相手方にとっても、最善ではないが、次善の方策であったと推される。慈照院にとっては、安価で、敏速に自院の拡張を果たしたことになる。当日の仏事の次第については、例えば『蔭涼軒日録』十一月九日条に次のごとくある。

召慈照院僧度陸座・拈香書立云、先是將軍家第三年御佛事様子書立可進上之命有之、普廣院、慶雲院、常德院、又慈照相公御逆修第三年、勝智院第三年、記録可在鹿苑院乎、彼五ヶ度御佛事作善件々御佛錢之員數書立之、可有御進上、予推之、常德院殿第三年陸座無之、拈香耳、以此例可被略陸座乎、然者先陸座事不可有御報也云々、喬年和尙被勤陸座者、禪客事者友竹可然、非予意見、翁之御意見可然云々、(中略) 自慈照院喜山相公御預修時第三年御佛事帳來、寫之可賜返之、

慈照院は、普広院殿義教、慶雲院殿義勝、常德院殿義尚、勝智院殿日野重子の三回忌、ならびに慈照院殿義政の預修三回忌の、合計五箇度の書立を

鹿苑院僧録司より借り出すなどして、進上するように命ぜられている。慈照院が呈出する、仏事の内容とその参加人数、さらには経費要求についての計画書・書立を、幕府・将軍として査定するためであろう。将軍家の仏事が、いかにも前例によって実施されていることが判明する。将軍家の仏事は、もっとも公的な行事の一つであり、先例に較べての粗略は施主・将軍の威光に関わることであり、さりとて当代の経済的な逼迫は誰しもが認めるところであった。慈照院からはその日の内に、義政預修三回忌の仏事帳が亀泉の許に届けられている。続いて当日の仏事の諸役については、上記引用では、亀泉と景徐との意見が分かれている。亀泉は義尚三回忌を先蹤として、陸座の省略を提案するが、景徐は靈松門派に属する勝定院の内衆である喬年宝松（夢窓-絶海-天錫-喬年。来薰軒）が陸座を遂げ、その禪客には同院の友竹妙貞（夢窓-絶海-宝山-季陸-友竹）が任ずることを予定している。この件では院主である景徐（「翁」）の意見が容れられている。当日参仕の僧衆の総計については、同十二月五日条に、

晩來回來七日慈照院煎點之請帳、東堂三十一人、西堂二十員、平僧百五十三人、并二百四員、給仕五十員、

とある。給仕衆を加えると、総計二百五十四員にのぼっている。十一月七日に挙行された大智院殿の一周忌には三百十五員が招請されていた（同十一月四日条）。院の大小もさることながら、大智院殿義視が現将軍義材の父親であったことが、五十員の差になって現れたのであろう。

仏事には莫大の費用が必要であった。この「仏事銭」については、当然のことながら幕府、将軍が責任を負うべきであった。景徐は、原則として亀泉を通じて幕府、将軍に対して懇願、要請している。亀泉は、主として葉室光忠と親密な交渉を重ねながら、景徐、慈照院のために尽力している。例えば、『蔭涼軒日録』十二月朔日条に、

就來七日御佛事銭事、安富筑後守不可進納之返事有之、以故自院一行來、相副予寄葉公一行、以寺家僧遣葉公、一段若不被仰付者御佛事可有退轉云々、

とある。安富筑後守元家からは仏事銭の進納が不可能である由の返答があった。慈照院としては、亀泉と光忠の助勢を頼むばかりであった。安富元家については、同十一月二十九日条に「慈照院御佛事料事先二萬疋分、自安富方可進納、尙々可督之云々」とある。二万疋は二百貫文にも相当し、慈照院側が仏事の中止や支障を心配するのも無理からぬことである。なお、仏事銭は、幕府、将軍自体の経済的基盤が弱体化していた現状にあつては、側近の武将や禅寺・禅院、さらには一部貴族に割当てられたようである。その実態は、例えば同十一月二十一日条に記載される、大智院殿一周忌のための仏事銭の納入状況によっても知られる。四百六十五貫文の納入分に、さらに相当額の未納分が記されている。また、大智院の場合、同十二月六日条には、

又大智院香銭殘、不論多少可贈慈照之由可命云々、以季才傳命於大智侍眞、々々云、二十貫文許相殘乎、可遣慈照云々、又往慈照、御佛事銭必可出、又自大智院可贈之由傳之云々、

とある。大智院殿の仏事の香銭の残りを慈照院に贈るように命ぜられている。香銭は、仏事・法会の礼銭、香典の意であると解する。上記の一条は、将軍家の公的な仏事が、執行する当院にとってかならずしも経済的な負担になっていないことを示していよう。むしろ、この機を利用して、当院の内外を整備することが行われていたのではあるまいか。慈照院のような小院にとっては、願ってもない好機であった。

いよいよ当日を迎えることになるが、三回忌のための仏事は十二月朔日より始められている。『蔭涼軒日録』の記事によると、朔日に「勤行」、四日に法華経「頓写」、五日に「修懺」等である。このほか、禁裏よりの寿量品一卷と御馬一匹（「代五百匹」の註記）をはじめとして、写経を主体とする贈物が諸方より届けられている。当日は、亀泉の体調が不調であったため、『蔭涼軒日録』の記事は簡略である。

天陰微雪、慈照煎點辭之、(中略)大昌院來降、煎點懈怠之故留之、勸粥打話移尅、正宗・了菴來、不面之、半齋拈香通泰甫・陞座喬年和尙・維

那英哲叟、(中略) 陞座・拈香來降、不面之、乃以藤侍者兩處致其謝詞、且賀之、同賀禪客、々々妙貞首座也、今日法會太嚴備、警固實可嘉尙、維山・耀山半齋有御立、山名左衛門佐殿、大館刑部大輔殿、伊勢守方、慈照庭前座半齋聽聞、門役勢州勤之、(中略) 薄暮慈照院主景徐西堂來賁、面談乃歸、(中略) 自慈照院以陵首座贈接梅一枝、謝詞丁寧、(12月7日条)

大祥忌仏事の中で主要なのは、拈香と陞座とである。拈香については、黙庵周諭を派祖とする善入門派に属し嵯峨諸庵の一つである宝篋院(初め善入寺)に住した泰甫恵通(夢窓-黙庵-梅岩-景曹-泰甫)が勤めている。当初予定されたのは建仁寺前住の乾仲宗亨であったが、「不例」(疾病)を理由に辞退された結果(同十一月十七日・十八日条参照)、亀泉の推挙によって泰甫が決定している。陞座については喬年が勤めた。維那は哲叟承英(後出)が勤め、禪客は前掲の友竹であった。当日の法会については「太嚴備」、警固については「實可嘉尙」と称揚している。警固衆には山名左衛門佐豊時や伊勢守伊勢貞宗のほか、俗姪の大館刑部大輔政重も含まれる。仏事は無事に終了する。蔭涼職の亀泉の許には、まずは塔主である景徐が礼謝言上のために訪れ、次いで景甫(慶雲院内衆)が接木による紅白の梅花と想像される一枝を持参している。なお、法会自体は滞りなく終るが、泰甫の拈香法語については『蔭涼軒日録』延徳四年六月七日条に、

慈照院殿大祥忌拈香草案太懶墮也、以季材改書之事達喬年和尚、季材袖之歸、

とある。「太懶墮」であるとして、亀泉は相国寺の当住である喬年に改書を命じている。懶墮は、懶惰と同じく、おこたる・なまけるの意か。喬年は陞座法語を製しており、当法会の背景に通暁していた。喬年は、同門派の大使竺芳妙茂に随伴し、かつて入明したことがある。

将軍家の年忌仏事における「勤行衆」としては、十僧が配されるのが通常であった。応仁の大乱以降の禅林・塔頭の復興を象徴するかのごとく、十員の中で主催塔頭の門徒である「門徒衆」の占める割合は次第に高くなっていった。ついには、全員が門徒衆によって占められるという、義尚一

周忌のような事例も出現する。このままでは、門徒衆九員に蔭涼職（代）が加わるという構成が、慣習化しそうな勢いであった。が、慈照院の主催する義政三周忌の場合、それは不可能であった。この間の経緯と事情を筆録するのが『蔭涼軒日録』十一月十九日条である。同日条で景徐が提示した勤行衆十員を一覧表化すると、以下のようになる。

	僧名	表記	法系	備考
門徒衆	景徐周麟	院主景徐	夢窓－竜湫－在中－用堂－景徐	慈照院塔主
	芳愿	宝所軒芳愿長老		
	天庵周覚	天庵西堂		
	芳叔承潤	承潤首座		
	玉廷信京	信京首座		
隣封衆	哲叟承英	哲叟西堂	夢窓－無求－瑞溪－春英	慈照院 慈照院 慈照院 慈照院
	惟白梵清	勝定惟白西堂		
	春英寿芳	慶雲院主春英長老		
	横川景三	横川和尚	夢窓－無極－空谷－曇仲－横川 一山－雪村－太清－叔英－季瓊－茂叔	勝定院 慶雲院塔主。常喜軒 常徳院小補軒。義政の愛顧 蔭涼職代理
	茂叔集樹	蔭涼代茂叔西堂		

院主の景徐をはじめとして六員が門徒衆として数えられる。小院であるために、九員を配出することが不可能であったものと解される。試みに玉村竹二『五山禅林宗派図』（思文閣出版、昭60）に拠れば、在中中淹下の法系図に名前が記載されるのは景徐と天庵のみである。六員より以外の勤行衆は、隣院よりの応援である隣封衆として惟白と春英、故人・義政と縁故の僧として横川、蔭涼職の代理として茂叔であった。四員の禅林における活動と比較する時、六員のそれはいかにも地味であり、世間的には見劣りがしたことであろう。慈照院の勢力が弱小であったことを示す。なお、このように考えると、あえて横川が勤行衆に加えられた真意については、少しく弱体であるという勤行衆全体の印象を払拭するために、景徐や亀泉が強引に依頼したものではあるまいか。横川は景徐の師僧であり、当代禅林を牽引した指導僧であった。ただし、当日条の筆録にあたっては、「横川和尚、與尊靈有故、被加之可然」として説明するのである。

慈照院のような小院にとって、將軍家の香火所として、その追善仏事を遂行することは難事であった。が、反面、既述のごとく幕府、將軍の援助

が得られる好機であったことも確実であったろう。例えば、当年の慈照院は難問を抱えていた。『蔭涼軒日録』二月九日条より引用する。

相國侍衣壽藏主來云、就寺家要害之儀成大評定、三ヶ條調訴狀可達台聽、先調案文供一覽、愚披見之、(中略) 一件大徳敷地淡路殿・泉州守護以下數輩有之、爲上意可退散之由、可被仰付事、

大徳院(慈照院)の敷地内は、「淡路殿」や「泉州守護」をはじめとする武将の建造物によって占拠されていた。当初においては、応仁の大乱における陣営として使用されたものであろうが、当代においては上洛中の拠所としても使用されていたようである。特に淡路守の建造物は大規模で、本格的であったようであり、『蔭涼軒日録』中には「屋形」と形容、表現されている。これらの占拠物は、香火所としての慈照院が公的な行事を行う上での一大障害になるばかりでなく、慈照院の増築、改築をも不可能にした。幕府、将軍も、慈照院の窮状は理解し得るものの、配下の武将が原因した問題であるだけに、苦慮したようである。その結果、淡路守以外の占拠物は撤収され、淡路守の屋形については、つぎのような解決法が図られる。

齋罷慈照翁來降云、(中略) 淡路守殿屋形買得之爲本房、百五十貫文買之云々、
(11月27日条)

淡路守の屋形は、そのまま慈照院が買い上げ、本房に転用するという案である。慈照院にとっても淡路守にとっても、最善の方策とは言い難いが、歩み寄りによる妥協が可能な案であった。費用の百五十貫文は、おそらくは義政三回忌の仏事銭の一部が充てられたものと想像する。景徐が香火所として大徳院→慈照院への改称を承知した目論見は、このような形でまずは結実している。なお、香火所としての慈照院(院主)に対する褒賞、慰労の意味が濃いと考えられる『蔭涼軒日録』の記事として、

以季才御袈裟九條一頂、鹿苑院錦江、大智院月翁、小補軒横川、又御掛絡一頂、相國寺春陽、崇壽院惟明、慈照院景徐、各一頂贈之、又御掛絡二頂、兩等持江可贈之、
(8月18日条)

晩來自御陳立阿使者來云、松茸御折五合寺家江被遣之、可給人云々、乃

以了傳鹿苑院・方丈・慈照院・大智院・常德院江報云、調拜受折昏可進人、可被尋立阿云々、皆應諾云々、(9月17日条)

がある。前者では、將軍家より袈裟の一種である掛絡を賜わっている。九條袈裟や掛絡を賜わった諸僧は、いずれも格式の高い寺院の住持や塔主、さらには横川のように個人的に名の高い僧である。「兩等持」は、等持院（北等持）の院主である蘭坡景菫と等持寺の住持である蘭庭承春を指す。景徐の禪林における評価の向上や、おそらくは実質上の選定者である蔭涼職龜泉との個人的な親密もさることながら、慈照院の香火所としての格式が、掛絡下賜をもたらしたものであろう。後者では、同じく將軍より松茸を賜わっている。相國寺の代表的な塔頭、將軍家の香火所として遇されていることを知る。

慈照院における義政の追善法要に関しては、当年は特に、香火所に決定されることと大祥忌仏事が重なった。そして平素は、忌日である各月の七日に、内衆の手によって月忌仏事が営まれた。義政に関しては、慈照院のほかにも、さらに熱心に追善の仏事が執り行われた処がある。日野富子が主した西御所（西府・小川御所）であった。富子が亡夫である義政のために追善の供養を重ねるのは、当然と言えば当然である。そして、その際には、むしろ將軍家の香火所としての禪院・塔頭の仏事を後援するのが穏当な方法のように思われる。が、富子は、義政の三回忌にあたり、西御所において独自の仏事を営む。義政の生前には義視・義材父子と親近した富子であったが、義視が將軍義材の父親として親政を始めるや、細川政元に近付き、義視と反目した。將軍家・義材が主催する慈照院の仏事に同調しない理由は、此辺に求められよう。西御所における独自の仏事は、一見すると富子の義政に対する愛情の発露のごとくであるが、実は將軍家に対して示された富子なりの意地であり、一種の挑発行為であったと解すべきかもしれない。十二月七日の慈照院における三回忌仏事に対しては、これと対抗するかのごとく、前月の十一月七日に挙行する。当日は大智院における義視の一周忌仏事の当日でもある。この間の経緯を『蔭涼軒日録』

により少しく紹介する。

小補和尙具功叔西堂來、面之、功叔云、爲上様御使來、曰、來年正月七日慈照相公大祥忌當日營之、則前七日之勤自朔旦始之不宜、來十一月七日可探請之、然者拈香事勤之可爲御本望云々、仍作善日子出之、予曰、尊意忝、雖然近來太病氣、十二時中伏枕耳、行事等一切缺之、御陳御用時亦以名代奉之也、有御免者可忝之由懇々御奏達珍重之由白之、小補亦擊節救予、兩翁歸矣、
(10月23日条)

横川景三が功叔周全を同伴して亀泉の許を訪れている。功叔は「上様」の使者であったが、この「上様」については日野富子を指す。富子は、明年正月七日が亡夫義政の大祥忌・三回忌に相当するが、恒例のごとく前七日の勤行を実施しようとするれば、正月元旦より開始しなくてはならない。そこで、十一月七日に預修することを報じ、当日の拈香を亀泉に依頼している。亀泉は、尊意・富子の好意を謝しつつも、近來の病弱を理由に辞退している。富子、功叔は、義政の生前に亀泉が蒙った厚誼を想起させることにより、禅林の権威の一つの象徴である蔭涼職を仏事の大役に任じさせようとしたのであろうが、いささか強引に過ぎる。当日は、繰り返し指摘したように義視の一周忌仏事の当日であり、蔭涼職にとっては、いかに義材が近江国に出陣中とはいえ、当代の幕府、將軍の行事を優先せざるを得ない。この亀泉の立場は横川が十分に承知しており、その執り成しによって救われている。功叔（夢窓-春屋-巖中-功叔）は、大智院の内衆であるが、特に義政の死後は富子に親侍し、その代弁者の役割を果たしている。

小補送之出玄關、則功叔翁爲上様之御使來、面之、則云、來七日之御佛事與大智院法會同日不可也、以六日有御定、然者加養生有結緣者可爲御本望云々、尊命忝、加養生必致結緣云々、小補同途而歸矣
(10月28日条)
功叔傳語、來六日之由以前雖被定、相換當日七日散筵也、定大智院江可出哉云々、
(11月4日条)

前者・十月二十八日の段階においては、大智院の仏事が同日であることを避け、六日に繰り上げた上で、参仕のことを望んでいる。が、後者・十一

月四日条における功叔の伝語によると、七日の満散に再変更されている。

「定大智院江可出哉云々」に籠められる微妙な意味合いについては判然としない。諦めの意とも、皮肉の意とも解される。

大智之陞座・拈香、西御所之陞座・拈香皆來于當軒、珣首座來伸禮謝、
西御所勤行衆、景徐燒香、功叔、文首座金龍、玲首座香水、澄顯首座維那、
聯輝軒、萬松軒、承意首座、本棠首座、
(11月7日条)

当日の仏事における主な参仕衆が蔭涼軒を訪れて挨拶している。西御所の仏事では、陞座を月翁周鏡、拈香を横川景三が勤めている。月翁は義政の得度・落髮の戒師であり、横川は義政が最も信頼し、気を許した僧であった。月翁はこの日このことのあるを配慮してか、九月末日から十月にかけて大智院の塔主を退き、栖芳軒に退隠している。横川も、六月に臨川寺の三会院の塔主に任じたが、七月に退院し、自坊である常德院の小補軒に退隠していた。なお、陞座における問答・問禪の役には子玉等珣首座が選ばれ、十一月朔日条にその草案が筆録されている。景徐は、おそらくは慈照院塔主であったために、焼香の役を勤める。以下に記載される勤行衆も、義政・富子と親密であった僧が選ばれている。これらを一覧表化して示すと次のようになる。

	僧名	表記	法系	備考
陞座・拈香	月翁周鏡	陞座	夢窓－春屋－巖中－月翁	陞座。大智院栖芳軒
	子玉等珣 横川景三	珣首座 拈香	夢窓－無極－空谷－曇仲－横川	陞座禪客。大智院悟雲軒 拈香。常德院小補軒
勤行衆	景徐周麟	景徐	夢窓－竜楸－在中－用堂－景徐	焼香。慈照院塔主
	功叔周全	功叔	夢窓－春屋－巖中－功叔	大智院内衆。竜珠軒、養花軒。日野富子に親待
	□文	文首座		金竜寺(岩倉)住持
	玉岩周玲	玲首座	夢窓－春屋－巖中－柏心－説卿－玉岩	香〔高〕水寺(山科)住持。春岩周玲とは別人
	景雪澄頭	澄頭首座	夢窓－無極－空谷－模堂－雪庵－景雪	道場維那。常德院内衆。就山の後見
	就山永崇	聯輝軒	夢窓－無極－空谷－虎山－就山	常德院聯輝軒。伏見宮貞常親王息。義政猶子
	宗山等貴	萬松軒	夢窓－無極－空谷－仙巖－宗山	常德院万松軒。伏見宮貞常親王息。義政猶子
	梅雲承意 蜀英本棠	承意首座 本棠首座	夢窓－無極－空谷－仙巖－梅雲 夢窓－無極－空谷－仙巖－蜀英	常德院万松軒歳寒齋。太田対馬守某の養子。宗山の後見 常德院万松軒内衆。土岐氏

金竜寺や高水寺は、俗塵を離れて心労を慰める場として、富子を選んだ山荘としての寺であった(『地域文化研究』第27巻所収「景徐周麟の文筆活動－延徳二

年(3)一」稿の581詩項参照)。「聯輝軒」は就山永崇、「萬松軒」は宗山等貴を指す。就山と宗山は伏見宮家の連枝であり、義政に寵愛され、ともに猶子として遇されていた(『就山永崇・宗山等貴一禅林の貴族化の様相一』〈清文堂・平2〉本編・第一章「出自と嗣法について」参照)。景雪澄頭は就山を、梅雲承意は法兄として宗山を、それぞれ指導・後見した模様である。蜀英本堂も万松軒の内衆である。勤行衆は蔭涼(職)代を欠いた九員で構成され、五員までを富子の実子・義尚の香火所である常徳院の内衆が占めている。

西御所における仏事が、在家における仏事であること、大智院と同日の仏事であることを勘案するとき、いかにも破格の規模であったことは、同五日条に筆録される

來七日煎點、西御所八十八人、東堂八人、西堂九人、茂叔、春、成、桂、四員、給仕十員、并九十八員也、(中略)西御所請東堂八人者、陸座月翁和尚、拈香横川和尚、大慈菴了庵、桂芳軒旭峰、崇禪院天澤、常徳院惟省、給孤菴繼章、青松院桂林、

(11月5日条)

によっても知られる。九十八員が動員されている。寺格「五山」の公帖を受けると東堂の位に昇り、正式に「和尚」と敬称され、俗に「長老」とも称される。上記の東堂八員を一覧表化すると、

	僧名	表記	法系	備考
東堂衆	月翁周鏡	月翁和尚	夢窓一春屋一巖中一月翁	陸座。相国寺大智院栖芳軒
	横川景三	横川和尚	夢窓一無極一空谷一曇仲一横川	拈香。相国寺常徳院小補軒
	了庵桂梧	大慈菴	円爾一癡兀一嶺翁一大海一大愚一大疑一了庵	東福寺大慈庵
	旭峰洪昇	桂芳軒	夢窓一無極一空谷一海門一旭峰	相国寺常徳院桂芳軒
	天沢等恩	崇禪院	夢窓一不遷一月溪一天沢	相国寺崇禪院。細川氏、葦洲・東啓と俗の従兄弟
	惟省景観	常徳院	夢窓一無極一空谷一虎山一惟省	相国寺常徳院塔主
	繼章元暉	給孤菴	蘭溪一同源一了堂一大宗一諾庵一繼章	建仁寺給孤庵。日野重子(義政母)の厚遇
	桂林徳昌	青松院	蘭溪一約翁一寂室一靈仲一和甫一桂林	建仁寺西来院青松軒

のごとくである。「備考欄」には自らが居住した塔頭・寮舎を注記したが、いずれの僧もすでに本寺の住持経験者であった。相国寺僧に偏することなく選ばれていることに気付く。また、例えば月翁、横川、了庵、桂林等は、伝存未詳のものもあるが、いずれも作品集が存在したことの知られる、各

寺を代表した文筆僧でもある。

当日の拈香のために横川が製した法語については、『補庵京華外集』の「延徳辛亥」稿に「慈照院殿大祥忌拈香 於北御所、有齋會」法語として収められている。西御所は「北御所」とも称されたのであろうか。景徐に関しては、

慈照院主景徐大和尚、^禪講誦之暇講心經、大哉此舉、正當散忌、謹集現_レ苾芻衆、諷演蓮華王、

の記述が見られる。景徐は慈照院主として義政のため、禪誦の暇に『般若心經』を講じたこと、忌の修了にあたり『法華經』を読誦したことを記している。

なお、景徐については、西御所における富子が主催する義政のための仏事にも慈照院主として参仕している。が、翌月には幕府、將軍義材の主催する仏事を施行する当事者でもあった。富子と義材の中間にあって、微妙な立場であったと推される。弱小塔頭である慈照院の塔主としては、両者が円満に協同して事に当たり、慈照院を支援してくれることを望んだであろう。『蔭涼軒日録』同十二月三日条を次に掲げる。

謁西御所、以女中白云、來七日慈照院御燒香可有御成乎、又來五日午時修懺可有御聽聞乎、然者御棧敷事可白付、御佛事以五萬疋可營辨旨被仰出條、陞座・拈香等有之、御佛事料事雖被仰付安富筑後守、纔廿貫文寺納之外無之、淡路守屋形百五十貫文買得之爲本房、寺納事者院之興隆耳也、御佛事方者一圓不及了簡也、如今者御佛事可退轉云々、御返答云、萬不調條不可有御成、於此御所去月七日如形御佛事營之、當月亦自朔日於眞如堂營御佛事、來月亦自朔日可營御佛事、然間香錢等之義不叶云々、往慈照法華經之間也、經了院主對面、西御所御返答傳之、勤行衆有宴、予亦與之、湯二返、

龜泉は西御所を訪れ、女中白次を通じて慈照院・景徐の意向を伝えている。慈照院における大祥忌・三回忌仏事への参加を要請する。まず、五日午刻の修懺の聴聞、七日当日の焼香のために御成であれば、棧敷を用意すると

の申し出である。「萬不調」を理由に、欠席の返事である。次いで、仏事を営むにあたっての費用・五万疋（五百貫文）の調達について、淡路守の屋形を購入するという特別の出費事情をも強調して、援助を乞う。が、この件も拒否されている。十一月七日の西御所における仏事、十二月朔日よりの真如堂における仏事、さらには来月朔日より営む仏事等に対する出費多端が、その理由である。義政晩年における富子との関係を想起する時、この仏事への執心は、いささか奇異にも感じられる。慈照院における公的な仏事が幕府、義材の主催であるとは言え、富子自身が聴聞、参仕するのは当然であり、さらに応分の援助が存してしかるべきであると考ええる。複雑な人間関係、権力構造ではある。

〈付説〉

大徳院が香火所に選ばれ、慈照院と改称される過程において、大徳院の開基や、院に伝誦される奇特事が明らかにされている。『蔭涼軒日録』同三月十五日条に載せられている。亀泉が葉室光忠に対して説明している。

（前略）殊就慈照之號、奇特事有之、愚話葉公云、大徳院開山者在中和尙也、諱中淹、能登人也、其母將詣熊野山、留滯洛下、東山西嶺靈佛靈社詣之、往天龍寺、時行事有之、聴聞之、自謂、願以子於如此之寺令居住者一生之望足、遂詣釋迦堂之西觀音堂願之、一七日參籠、當七日之曉腹中有苦、歸洛、諸醫云、懷人之脈也、以故不能詣熊野歸能州、終産一男養育、上洛入龍湫和尚室、師資道契、長而瑞世住相國・南禪、相國之壽塔號大德安置觀音、西山壽塔名南芳、又安觀音、南禪壽塔稱瑞雲、又安觀音、依之觀之者、慈照之號豈虛設乎、大智之不改亦奇特事也、在中和尙者正覺國師法孫也、景徐西堂者在中和尙法孫也、景徐之師號用堂、相國前住、曾司紀綱者五六回、一時名縉也、在中和尙勝定相公御崇敬也、雖有道學以富貴匿其才德者也云々、

大徳院の開山は在中中淹である。能登の人であり、その誕生にまつわる奇特事が紹介されている。熊野参詣の途次、在中の母は洛下において東山西嶺の靈仏靈社に詣している。天竜寺では、仏事を聴聞しながら、男子出産

の折に此門に入れば満足であると祈念している。その直後、釈迦堂の西の観音堂において一七日参籠し、満散の日の暁方に娠を覚る。こうして出生した男子が在中であり、在中は上洛の後、龍湫周沢（1308-88。天竜寺第十五世）の室に入る。長じては、相国寺・南禅寺に住持する。相国寺の寿塔（生前に建てる自己の塔）を「大徳院」、西山の寿塔を「南芳院」、南禅寺の寿塔を「瑞雲庵」と称するが、いずれも観音像を本尊として安置した。在中の母が観音堂において娠の覚知を得た奇瑞に拠ったものである。大徳、南芳、瑞雲の諸院（庵）を拠点とする在中門派の諸僧にとっては、在中は言わば観音の申し子であり、観音の再来と信じられていた。大慈大悲の権化として衆生を済度くださる観世音像を本尊とする「大徳院」であってみれば、慈悲を照らすという「慈照」の院号はむしろ相応しいとする。慈照寺のいわゆる銀閣が観音殿であることも想起される。いずれにしても、「慈照」への改称が、大徳院が具有した性格、特質を損うものでないという理解は、事を円満に遂行する上で大いに役立ったことであろう。景徐が嗣法した用堂中材は、この在中の法嗣である。上記引用部では用堂の略歴、人物をも紹介する。用堂は、相国寺の前住であり、かつて寺務の全体を統轄する紀綱の役を五、六回も勤めている。寺務に通じた、どちらかと言えば実務家であったと推される。勝定相公・足利義持より崇敬された。人物評としては、道学は存したが、「富貴」が禍してその才徳を隠蔽したとする。その事務的手腕によって、富を蓄え、裕福であったものと推される。大徳院が小院であるにもかかわらず、景徐の禅林における活動が華やかであるのは、出自である大館氏の後援もさることながら、師である用堂から譲与された富貴に起因するかもしれない。以上、当代禅林における大徳院、在中、用堂に対する理解の一端が知られよう。なお、用堂と在中の住持歴については、『扶桑五山記』によって作成した略年表を付する。玉村竹二『五山禅僧伝記集成』（講談社、昭58）在中中淹・用堂中材項をも参照した（小異同あり）。

年	時	年齢	住持歴
康永元年	1342	1	在中、誕生。能登の人。

応永2年	1395	1	用堂、誕生。
応永10年	1403	62	八月、在中、天竜寺（第三十八世）入寺。
応永12年	1405	64	八月十七日、在中、相国寺（第十三世）入寺。 在中、南禅寺（第七十世）入寺。
応永29年頃			在中、鹿苑寺住持。
正長元年	1428	87	十月七日、在中、示寂。
宝徳4年	1452	58	三月二十三日、用堂、相国寺（第七十三世）入寺。
長禄2年	1458	64	十一月八日、用堂、示寂。

〔彦竜周興の夭折〕

景徐の当年の対人関係に関する注目すべき出来事に、彦竜周興の示寂がある。享年三四歳であった。景徐は当年五二歳であるから、彦竜は十八歳もの年少であった。が、景徐と彦竜とは、同じ横川景三の門下生として、双璧をなした。景徐にとっての彦竜は、はるかに後輩でありながら、時には好敵手であり、敬愛の対象ですらあったようである。

当年年初の『蔭涼軒日録』の記事から、彦竜の容態の急速の悪化を読み取ることは困難である。ただし、前年度は鹿苑院侍衣として院主・僧録である月翁周鏡を助け、足利義政の死去に伴なう仏事を総括して『慈照院殿諒闇總簿』を編した。これらの疲労が蓄積し、平素より病弱であった彦竜の身体を触んでいたことが想像される。二月二十四日、彦竜は生涯で最後となる晴れがましい大役を果たしている。大智院殿義視のための尽七日忌・中陰満散の日に陸座の禅客を勤める。導師が月翁であったために、特別に懇望されたのであろう。当日は義材も聴聞、見物しており、亀泉との間に次のような会話が交されている。

愚白、禪客者大智門徒法住院僧周興藏主云者也、大利根者也、於五山無其類者也、相公曰、後可陞座乎、答、必然也、其歳如何、三十二三者、寺家再興初秉拂勤之、
 （『蔭涼軒日録』延徳3年2月24日条）

愚・亀泉は、まず、彦竜を大智門徒で法住院の僧である「周興藏主」として紹介する。大智門徒とは、相国寺大智院の開山である春屋妙葩（1311-88）の門下であることを指す（鹿王門派とも）。法住院は、相国寺内の塔頭で、

その開山は春屋に嗣法した万宗中淵（1335-1410）である。彦竜が嗣法した黙堂祖久（-1473）は万宗の法嗣である。彦竜がいまだに「蔵主」位であることにも注目したい。亀泉は、次いで彦竜の為人について、「大利根者」であり、五山において「無其類者」であると評している。彦竜の年齢を考える時、最大級の賛辞である。が、この評言は、あるいは彦竜の病勢の悪化を反映した結果であると受け止めるべきかもしれない。義材は、将来一山の住持として法座に昇るべき人物か否かを尋ね、亀泉は、必ずしかるべき人物であると答えている。年齢を三二、三歳であるとしたのは正確でないが、それだけに若きに過ぎたということであろう。応仁の大乱後、寺家が再興の緒につくのは、文明十年（1478）十一月十五日に維馨梵桂が相国寺に三住して開新法堂の上堂を挙行したことによる。おそらくはその翌年の再興後最初の乗払を勤めたものである。文明十一年は、彦竜の二二歳に相当し、いかに俊秀として囑望されていたかが判明しよう。言うまでもなく、乗払は住持になるための資格試験に相当した。亀泉は、彦竜がすでに住持として出世・任用される資格を保持していることを、将軍に告げたものである。

四月に入ると、彦竜の「転位」のことが具体化する。彦竜はそれまで蔵主であり、「後板」（後堂首座）に推挙されている。『蔭涼軒日録』同四月十四日条に次のごとくある。

晩來以昌子經王一部贈大智院、(中略)又彦龍可有轉位由聞之、自寺家憐愍乎、被出官錢乎、若被出官錢者於彦龍分上太不恰好、然者達台聽爲上意轉位之事被仰付者可乎、先是陞座問禪時、往分上始末懇々達台聽、然間一級事白之者、台慮亦可燃云々、功叔返答云、就方丈造營之義、官錢事白定上者、被達台聽之事非素意云々、又被仰出一件、月翁和尚御領掌由達台聞、重而可被仰付由有命之由、達月翁、

大智院の意向として、彦竜の転位が表明される。その際に、寺家（大智院・法住院）の総意として提出され、将軍の上意によって許可される「憐愍」によるか、あるいは幕府に金銭を収めて許可される「官錢」によるかが問題

になっている。亀泉をはじめとして、後者でははなはだ「不恰好」であるという意見であった。「分上」の語意が定かでないが、彦竜の身のほど、禅林への貢献を勘案した上での判断であったろう。亀泉の場合、陸座の間禅の折の將軍家との問答におけるがごとく（前掲・二月二十四日条参照）、彦竜の経歴、人柄を懇ろに伝達していた。転位のことを將軍に願い出て許可される確信が十二分に存したのであろう。そこで大智院主の月翁と図り、この「憐愍」による方法で実現しようとしたようである。彦竜の転位については、当將軍の父親である大智院殿義視の尽七日忌において大役を果たしたことによる、論功行賞の意味合いが含まれていることは確実であろう。一方、三四歳という若さでありながら、「憐愍」や「分上」の語によって転位のことが云々されるのには、少しく不自然な感を抱く。実現を急ぎ過ぎているように感ずるのである。彦竜の病勢が、それほどまでに進行していたということではあるまいか。なお、亀泉とは少しく異なるのが、功叔周全の意見である。功叔は、おそらくは大智院、法住院として、相国寺方丈造營のための官錢を納めたのであるから、いわばその見返りとしての転位は当然の代償であり、將軍に特別に願い出る必要はないという主張であろう。義材の面目を無視した強硬な意見であり、義材と反目を深めている富子に親近していた功叔の立場を如実に反映していると言えないであろうか。翌十五日条においては、

以季才傳語月翁和尚云、彦龍轉位由聞之、若被出官錢者不恰好、達上聞轉位可然由白功叔、々々返答云、就方丈造營之義、官錢事白定上者、不及達台聽云々、被出官錢不恰好也、此分被達彦龍、遣變方丈官錢以上意有轉位尤可然、彼分上以前陸座禪客之時委曲聞相公、然者一級事可白事折枝類也云々、

とある。亀泉は月翁に自己の考えを伝えている。功叔の異見を知らせたのは、暗に説得方を依頼したものであろう。月翁と功叔とは、ともに敵中周噩に嗣法しており、法の上の兄弟であった。同十七日条に、

彦龍來云、今朝轉位於後板云々、不面之、

とある。転位のことは実現し、彦龍自身が礼謝のために亀泉の許を訪れている。彦龍は、延徳三年四月十七日をもって、後堂首座の位に昇った。

昇位による安堵感からというわけではあるまいが、この頃から急速に病勢が進み、誰の眼にも明白になったらしい。『蔭涼軒日録』の記事より抄出して言えば、

午後東雲爲小補使來云、遣唐書事彦龍依不例辭之、(下略) (4月26日条)とある。小補・横川景三の使者として東雲景岱が亀泉の許を訪れている。遣唐(明)使が携帯する国書の製作を彦龍が辞退した由を報じている。辞退した理由が「不例」である。

彦龍の病勢は重る一方であった。

往栖芳訪彦龍、々々對話、探腹之腫如鍔形如革毬、月翁亦在傍茶話移尅歸、實可歎嗟者不過之、(『蔭涼軒日録』延徳3年5月6日条)

二番座時小補・永徳來、(中略)二老同途而問彦龍藏主不例、茂翁亦同途、往彼病所面之、不例之趣具說之移尅出、吁可嘆者莫過之、

(『蔭涼軒日録』延徳3年5月15日条)

五月六日条では、栖芳軒に往き彦龍を見舞っている。大智院栖芳軒は月翁の寮舎である。彦龍の病巣は腹中に存し、「鍔形」「革毬」のごとくであった(鍔は、鐵の古字)。亀泉も実際に触診したようであるが、かなり大きくて固い球形の異物であったことが知られる。「實可歎嗟者不過之」の嘆声によれば、死病であることが一目瞭然であったらしく、本人も覚悟を決めていた様子である。同十五日条では、横川景三、春陽景杲、茂叔集樹と同途し、亀泉が彦龍の病所を見舞っている。「吁可嘆者莫過之」の嘆声は、やはり死を眼前にしたそれである。景徐も折々に見舞ったようである。

今午慈照翁話云、去廿二日於伊勢備中守宅有祈禱、其歸大昌院・小補軒等往彦龍居所問不例、彦龍太多談、大昌云、文殊者默、維摩者多言也、

一座皆服彼戲言、呵々大咲矣云々、(『蔭涼軒日録』延徳3年5月23日条)

五月二十三日条には景徐との話談を載せている。景徐は、前日、伊勢貞宗宅における祈祷の帰途、天隱竜沢、横川景三等と同途して、彦龍の居所を

見舞っている。彦竜は、学問の師である横川、敬愛すべき大先輩である天隠、さらには好敵手でもあった景徐を迎え、興奮の気味であり、快適の一時を過ごしたようである。その多弁を揶揄した天隠の言に、一座は大笑している。維摩居士の病臥を見舞った文殊師利との間に交された問答が、「不二の法門」の公案や「維摩の一黙」の逸話として禅林に流布している（『維摩経』参照）。天隠の言は、彦竜を維摩に比し、「あの往時の病臥の維摩は一黙によって真実の法を示したのに対し、ここでは見舞った文殊達が黙して、病臥した維摩の彦竜が多言によって健在を示していらっしゃる」と揶揄したものであろう。一座は「呵々大笑」して彦竜を激励したと記されるが、このような危急、臨終の間際においても観念的な会話が交されている点に、当代禅林の知的水準が示唆されているように思う。翌二十四日条には、

春陽話、彦龍腹に加藤立針、雖然無其驗有其勞、以故三日而止之云々、
 （『蔭涼軒日録』延徳3年5月24日条）

と、春陽のもたらした情報を載せている。施す術も尽きた様子である。同日には彦竜より亀泉の許に使者が遣わされ、建仁寺宝徳院の佐蔵主の弟子であった周謙喝食の相国寺への帰属について依頼している。宝徳院は、夢窓疎石の弟子である古庵普紹に嗣法した極先周初（-1397）の開山である。なお、亀泉は同二十八日にも昌子（盛文慈昌）を慰問に遣している。

六月三日、示寂。『蔭涼軒日録』の当日の記事は次のごとくである。

或人云、今日巳刻興彦龍易簣、未識其實、吁可惜者無過之、
 某人より、巳刻（午前十時ごろ）の死去であったことを告げられる。亀泉は嘆声を発している。彦竜の死は、彼を知る僧のみならず、当代禅林全体の損失であった。

顯等話云、今朝於小補喫齋、々罷有僧來云、興彦龍死後自腹中五色蛇一條出、其長一丈許有之云々、希有之事也云々、其僧云者、想梵結藏主也、

（『蔭涼軒日録』延徳3年6月6日条）

などの奇瑞逸話が生じているのも、彦竜がいかに傑出した僧であったかを

示す一証であろう。死後の腹中より五色の長蛇一條が出現したという。少蕙梵結は、巖中周噩の弟子の玉崖梵琇に嗣法した、大智院の内衆である。

死後の仏事については、「中陰所」が設けられ、鄭重に営まれている。

拉茂叔・芳洲往彦龍中陰所吊之、愚持以一繩、燒香、芳畹出迎、吊之、彦龍兄石井河内守在此、有所用事、昨日歸九條、今晚可罷越、定御禮可白入云々、
（『蔭涼軒日録』延徳3年6月11日条）

芳畹周蕙は黙堂祖久の法嗣であり、彦竜とは法の上の兄弟であった。彦竜の俗兄が石井河内守であったことが判明する。

彦竜の示寂直後における景徐との関わりでは、『蔭涼軒日録』に次のような記事が認められる。

晩來慈照翁來對面、（中略）景徐話云、月翁和尙悼彦龍有一詩云、

自公被葬北邙山、風月亦閑花亦閑、白玉樓成呼不返、

愁聲秋早碧梧間、

一院和之云々、
（6月10日条）

赴大智齋、（中略）往本房與慈照院打話、彦龍首座俗小喝食四歲乎五歲乎、諱周盛、護首座云、教普門品、則二日誦之、異人也云々、
（8月13日条）

六月十日条では、景徐は月翁が製した彦竜の夭逝を悼んだ詩作を紹介している。月翁は、大智院の院主として悼詩を製し、一院の内衆に唱和を命じたものであろう。景徐の和詩は、『翰林葫蘆集』の中には見あたらない。八月十三日条では、彦竜の俗縁にあたる小喝食の俊才のほどが、おそらくは月翁によって披露され、景徐、亀泉等によって故彦竜が偲ばれている。

〔外護者〕

（細川政国）

大徳院の外護者として、景徐との親密を継続しているのは、細川政国（1429-95）であった。『蔭涼軒日録』より具体的な例を二、三紹介する。二月十日条に、次のごとくある。

午後鹿苑侍衣來云、（中略）景徐面之、典厩曰、就御佛事若有功德成者、

勢季龍出世之事可預登庸、中書一行有之、返答云、于今無其御沙汰、功德成若有之可得其意云々、

鹿苑院の侍衣（衣鉢侍者）に対し、景徐が典厩・細川政国の意向を伝えている。禅林の仏事を営むために功德成が許される時には、ぜひとも季竜周勢の出世が実現するように依頼している。政国の意を承けた中書（天竺中書）・細川国範が景徐に書面を提出し、景徐が蔭涼職の亀泉の諒解を得た上で鹿苑院（塔主、錦江景文）僧録に伝達、上申したものである。事務的には、鹿苑院僧録で住持の資格の存否が審査された上で、推挙状等が取り纏められ、蔭涼職の許に送られる。蔭涼職は「書立」を作成し、授与を希望する僧名を列举するのである。

同〔周〕勢首座字季龍景德寺書立之供台覽云、此仁本天龍喝食也、慈照相公天龍寺御成時、此喝食御前給仕勤之、還御後被召彼喝食被移相國、普廣院被預置之、每日致出仕祇候殿中、別而有寵愛、大亂以後在四國邊、右馬頭別而加扶持仁也、以故三四年前召上之、在寺去年結制勤乗拂、出世之事有御免者可然仁也、時斜風起吹掀御簾、愚押之、相公亦押之、以故乃無御返答、以書立入袖中、

（2月19日条）

同二月十九日、將軍の鹿苑院御成の折に、書立を提出している。書立を一覧した將軍が許諾した僧の名に爪点を加えるのが常であったが、この時は突風が吹き起こったために結果を得ることができなかった。季竜周勢が希望したのは、山城国の諸山である景德寺の坐公文であった。季竜は、もと天竜寺の喝食であったが、慈照相公・義政の天竜寺御成の折に御前給仕を勤めて見い出され、その結果、召されて相国寺に移され、普広院に預け置かれている。毎日出仕して殿中に祇候し、特別の寵愛を受けている。美貌の喝食であったことが知られる。応仁の大乱後は四国辺にあって政国に庇護され、三、四年以前に上洛し、去年の結制の日に相国寺において乗払を勤め、住持に任ぜられる資格を得ている。

又周勢首座景德公帖御免事、去十九日於御棧敷以書立供台覽、時疾風依吹擧御簾、相公御押之、愚亦押、以故彼書立先入之袖中、仍彼勢首座自

天龍被移相國、毎日參殿中、其寵無比、一亂以來藏身四州、兩三年先歸洛、去年結制秉拂勤之、享年五十歳、右馬頭別而加扶助之仁也、出世可然仁也、公帖有御免者可然、又承本藏主後堂事、以書立白之、相國再興之始勤秉拂、貧僧之故不轉位云々、(中略)同〔周〕勢首座公帖事御免之、承本藏主後板事御免之、(中略)同遣大德、季龍公帖御免事報之、景徐面謝之、
(2月22日条)

延期された書立に対する將軍の決裁は、同二十二日に行われる。許可され、その報はただちに大徳院に伝えられている。季龍の為人の説明は十九日条と大略一致するが、年齢五〇歳であったことが知られる。

齋罷遣桂子於右馬頭殿云、一昨就季龍出世之儀預御使、畏悅尤、(中略)典厩對面桂子、勸以盃、同東啓、中書、季龍、三所同前、伸謝詞、中書・季龍他適云々、蓋伸折樽之謝、
(2月25日条)

龜泉は桂子(竺英有桂)を政国の許に遣わしている。鄭重に遇されている。同時に東啓瑞朝、天竺国範、季龍周勢の許をも訪れている。これらの人々が一処に居住していたことが判明する。政国は自己の私邸を「禪昌院」とし、その裡に東啓を居住させていた。東啓は、天竺国範の男子であったが、政国の猶子として養育されていた。東啓を指導したことが作品や記録によって知られるのは景徐である。が、景徐は平素は大徳院(慈照院)に居住しており、その指導には自ら限度があった。これに対し、景徐以上に、おそらくは傍に在って直接的に指導したのが季龍周勢ではあるまいか。さらに、季龍が営んだ寮舎は「往昔廣慈光軒、賀季龍出世、不面之」(『蔭涼軒日録』同3月26日条)で判明するように、相国寺普広院の慈光軒である。普広院(旧、乾徳院)の開山は觀中中諦(1342-1406)である。觀中は夢窓の法嗣であり、その門派は永泰門派と呼ばれている。季龍が永泰門派に属したことは言うまでもないが、東啓が嗣法したのも同派の梅溪永香である。夢窓疎石-觀中中諦-雪心等柏-梅溪永香-東啓と相承する(玉村竹二『五山禪林宗派図』〈思文閣出版、昭60〉参照)。季龍の出世について、政国や国範が強力に推挙、後援した一つの因由として、東啓との関わり・師弟関係を無視し

てはならない。なお、天竺国範に関しては、同二月十五日条に

自天竺中務少輔方贈折三合、樽二荷、自大徳院見傳之、遣一行於大徳伸
其謝、(2月15日条)

のような記事も見られた。亀泉に対してそれまでの謝意が示され、さらに実現のための尽力が要請されたものであろう。両者の仲介役を果たしているのが大徳院・景徐であることに注目したい。

五月六日条には次のごとくある。慈照院主の景徐が亀泉の許を訪れている。

慈照院主來云、自天竺中書有一行云、京兆自北國所牽之馬、頭々賜典厩、
一匹可進赤松、自面向進之事者斟酌也、自蔭涼被達之爲幸云々、愚云、
赤松定可爲祝著、愚僧迄亦祝著萬々也、面慈照謝之、且明日御月忌事、
葉公所被白説破之、乃召兆上司馬事傳上原對馬守、對馬守云、御馬來者
此方江可賜、可下播州云々、(5月6日条)

景徐は天竺国範から書状によって依頼された用件を伝えている。京兆・細川政元より政国に贈られた北国産の馬の中の一頭を赤松某(政則か)に進上するに際しての伝達、仲介を依頼したものである。亀泉の出自は美作国の後藤氏である。後藤氏の一流は赤松氏の被官であった。亀泉にとって、赤松氏はいわば主人筋にも相当し、親密な関係を保持していた。上原対馬守祐貞は赤松氏の被官である。武家と武家との贈答、親密に禅僧が積極的に関与、介在していることに注目される。

自赤松公就馬事返章有之、禮物遲々之間、先彼一行天竺中書方江遣之者
可然由、慈照翁意見有之、以故彼一行以昌子贈天竺中書宅、自慈照可被
相副内者由白之、(6月24日条)

赤松氏より返章・礼状は届けられたものの、それ相当の礼物の到来が遅れている。中間に介在した亀泉と景徐としては、協議をして、まず書状のみを国範方に届けている。武家と武家との間を仲介するのも容易でないことの一端が示されている。

右典厩可請雲澤之由、今朝以景徐翁白之、未有返答、(6月晦日条)

晩來往慈照院、得彼一言往禪昌院、以東啓侍者典厩請侍〔待〕事白驚之、典厩返答曰、御出過分之儀也、仍雲澤軒可參由承之、自去月初降腹、々降事者自今月初止矣、依無力飲食之儀不叶之條不可參、得其意可白云々、予（云）然者御平愈之時分重可白入云々、（8月16日条）

亀泉が慈照院主である景徐の仲介を得て、典厩・細川政国を雲沢軒に招待している。結果的には延引に延引を重ねるが、亀泉をはじめとする雲頂院の内衆は、ある意味では執拗に接触を迫っている。政国は、受諾する意志は存したようであるが、七月以降については下痢に悩まされていたようで、飲食に不自由であることを理由に辞退している。亀泉以下が執拗であった理由は、政国が幕府の要人であったことに起因しようが、一つには五月から六月にかけて起こった所領をめぐる争いにおいて、有利に解決してくれたことに対する謝礼ではあるまいか。例えば、

就中島之事遣慈照院狀案文書之、清書遣茂叔方、明日吉日可遣之也云々、（5月26日条）

自慈照院中嶋庄内慈林院領事、被達天竺中書、彼返答被示之、謝詞丁寧、乃以評議慈照院江白子細、茂叔爲一衆使往慈照院、（6月2日条）

晡時往慈照院、茂叔先愚往、蓋中嶋事嚴重被相届之禮也、（6月3日条）
 のような記事が見られる。慈林院の所領が存した摂津国中嶋庄に対して、禅林側、あるいは蔭涼職がどのような形で関与していたかについては、その実態は定かではない。が、上掲の例からは、禅林側では茂叔集樹が中心になって画策、運動していること、慈照院・景徐が強力に仲介していること、交渉の相手は天竺中書・国範であり、政国であったこと、交渉が禅林側に有利な形で終息したこと等が判明しよう。茂叔、亀泉をはじめとして、大いに感謝している。なお、雲頂院雲沢軒は十二月にも政国を齋食に招待するが、この時は、政国の妹である景摠院が危篤に陥ったために、またもや実現していない（『蔭涼軒日録』同十二月十四、十五日条参照）。

景徐と細川政国との親密は、単に景徐個人や大徳院（慈照院）のみに止まらず、相国寺、あるいは禅林全体にとって、武家方関与の諸懸案が有利に

展開するように利用されている。

（武田元信）

武田氏においては、延徳二年六月二十一日に国信（幕府相伴衆。玉華院殿功林宗勲）が四九歳で死没し、家督は元信（彦次郎。幕府相伴衆。透関斎。仏国寺殿大雄紹壯）が継いでいる。武田元信は、禅林に対する挨拶の意味も籠めているのではなかろうか、その直後の十二月朔日に「庭一見」を名目にして、宴会を催している（『蔭涼軒日録』延徳二年十一月二十九日、十二月朔日条参照）。禅林からは永徳院春陽景杲、慶雲院春英寿芳、大徳院景徐周麟をはじめ、以清周孫、少蕙梵結、月江寿桂が参仕している。そして、本年・延徳三年においても、同様の会が催されている。『蔭涼軒日録』に拠ると、四月二十八日条に次のごとくある。

自武田彦次郎殿以白井明日可調齋、然者常喜、永徳、慈照、功叔等可白入云々、不面之、（中略）慈照翁赴北等持齋、可辭武田齋云々、明日の齋会への招待である。主客が常喜軒春英、永徳院春陽、慈照院景徐、竜珠軒功叔であったことが知られる。景徐については、北等持・等持院（塔主、蘭坡景菴）の齋会と重なるために、辞退している。当日条については次のごとくある。

春英、春陽、功叔、三老來、同途赴武田宅齋、四汁十二菜、中湯一返、七果、茶了、主位愚、邸主、少蕙、埜間入道、白井民部、江州猿樂、賓位春英、春陽、功叔、陵景甫、毛利僧、松井聖才、齋了出縁又出盃、於爰愚招少蕙云、月江美文爲遨頭者可然、蕙諾謂景甫、愚招景甫云、月江來臨事以愚所白、可被命春英、々々含胡、景甫往常喜同途月江來、待之間皆在厩中看馬、啜茶打話、時招某者重阿彌與粟田、二番圍之、粟田置石三ヶ勝之、又置三ヶ、又勝之、月江來臨、又待景徐翁、徐翁來則張座、主位月江、某、功叔、邸主、少蕙、野間禪門、白井民部丞、寺井入道、兎大夫、江州猿樂、賓位春英、春陽、景徐、誠叔、景甫、毛利僧、聖才、武田小三郎、已上十七員、三獻將終頃少人出在座頭、三獻後亂坐歌舞鼓吹、人々盡能、一時快也、愚依虫氣酒不飲、肴不食、月江盃二度、邸主

盃三度、少人盃二度、七度傾盃、晩參頃愚一人先歸、（4月29日条）長文であることを厭わずに引用した。齋会については、春英、春陽、功叔のほか、僧衆としては少蕙梵結、景甫寿陵、毛利僧が加わり、俗衆には武田元信のほか、野間入道、白井民部、近江の猿楽者、松井聖才等が加わっている。野間、白井の両人は武田家縁故の武家と目され、松井聖才（別に正才、聖濟等と表記）は医師、鍼灸師であった。僧と俗とが入り乱れての会であり、団欒、懇親を目的とした会であったことが知られる。この目的は、齋会後の宴会、雅会において最高潮に達した観がある。亀泉の発案で、自らが熱心に愛寵した、当代の代表的な美文である月江寿桂が召し出されることになり、景甫が慶雲院常喜軒に迎えに出かけている。春英と景甫がともに瑞溪周鳳（1391-1473）の法嗣であり、月江は春英に養育されていた。月江を待つ間には、碁打ちの重阿弥と粟田とが招かれて対局している。重阿弥は宮中にも参内した当代随一の専門棋士であり、「粟田」については長享三年六月四日に重阿弥とともに宮中で対局した青蓮院（粟田口にあり）の坊官である伊與法眼（伊與法橋）泰本が想起される（『御湯殿上日記』『実隆公記』同日条参照）。法眼泰本は『新撰菟玖波集』に入集していることでも知られる。そして注目すべきは、その対局の間に景徐が、おそらくは等持院の齋会を済ませて到着し、これを待つ後半部の無礼講とも乱痴気騒ぎとも評されかねない雅会が始まっている。中間において美文の出迎えや囲碁の対局に時間が費されたのは、景徐のためばかりであったとは言えまいが、「又待景徐翁、徐翁來則張座」の言辞からすると、邸主・元信や一座の人々より切望されたために、その到来を待つための演出でもあったとは考えられないであろうか。月江、景徐のほかの新たな参仕者としては、主催者の武田家側に「寺井入道」「武田小三郎」がある。寺井入道については、前年の七月に落髮入道して宗功と号した寺井賢仲ではあるまいか。宗功法師は、『新撰菟玖波集』に入集した連歌の上手であり、さらには和歌にも長じていた。武田小三郎は、武田信明のことで、武田氏の一族である。芸能者としては、「兎大夫」が加わる。兎大夫の当日の活動とそれに対する感慨につ

いては、同五月三日条において自らの言として、

兎大夫來齋之、(中略) 兎語云、先也於武田宅自晝至夜盡力勤我藝、雖然天之輕衣之露程亦不逢惠、興盡歸矣、月江美丈一日一夜不去其席、小便亦不爲之、況於餘事乎、

とする。兎大夫は昼から夜にかけて力を尽くして我が芸を勤めたが、「然りと雖も天の軽衣の露ほども亦恵みに逢はず」とは、期待外れの反応、報償であったと言うのであろう。それだけ、月江美丈に対する一座の関心と最肩が高く、他の演能者が軽んぜられたと言うことである。が、いずれにしても、当日条の「亂坐歌舞鼓吹、人々盡能」の渦の核心に在った一人が兎大夫であろう。禅僧としては誠叔景允も加わる。

当日の宴会は、亀泉の体調が思わしくなくて途中で退座したために、『蔭涼軒日録』が結末を記していない。にもかかわらず、兎大夫の言からも示唆されるように、予想以上の大規模、大混乱の会であったことが想像される。このことは、武田家の禅林への親密を示すものである。そして、その中心に位置した一人が景徐であった。齋会後の宴会に一座した座衆を、改めて一覧表化しておく。

座位	名前	称呼	備考
主位	月江寿桂	美丈	相国寺慶雲院常喜軒。代表的美童。美作国江見伊豆守の息男。瑞溪一春英一月江相国寺雲頂院雲沢軒、松泉軒。蔭涼職。出自、美作国後藤氏(赤松被官か)相国寺大智院竜珠軒、養花軒。足利義政、日野富子に親侍。巖中一功叔彦次郎。国信二男。歌道に長ず。武家故実書の書写・作成。芸能者の庇護相国寺大智院。巖中一玉崖一少蕙 武家。前年12月朔日会にも同座 武田家被官か 伯耆守。号、宗功。武田家被官。信賢・国信・元信に出仕。和歌に長ず。『新撰菟玖波集』入集演能者。「兎狂舞占一円相」(『蔭涼軒日録』長享3・2・10条)
	亀泉集証	愚、某	
	功叔周全		
	武田元信	邸主	
	少蕙梵結		
	野間一一	入道、禅門	
	白井一一	民部、民部丞	
	寺井賢仲	入道	
	兎大夫		
	江州猿楽		
賓位	春英寿芳		相国寺慶雲院常喜軒。月江を養育。医に長ず。瑞溪一春英相国寺永徳院樵雲軒。出自、近江国京極氏の支族 相国寺慈照院宣竹軒。大館持房の息男 相国寺常徳院(聯輝軒)。横川門の四美(端叔、月嶺、東雲、誠叔)の一人 相国寺慶雲院。木寺宮の出身。楷書を能くす。瑞溪一景甫
	春陽景泉		
	景徐周麟		
	誠叔景允		
	景甫寿陵		
	毛利僧		

松井聖才 武田信明	小三郎	大進・少輔。祥才・正濟・正才・聖濟とも。医師・鍼灸師 武田氏一族。禪院との仲介
重阿弥 粟田 -----	少人	碁打ち。宮中参内 碁打ち。青蓮院坊官伊予法眼（伊予法橋）泰本か。宮中参内 「少人」は少年の意か

武田氏一族は、例えば国信の兄弟からは月甫清光（建仁寺禅居庵永元軒。同寺二百五十一世。-1538）と廷秀光賢（建仁寺二百八十六世）、元信の息男からは潤甫周玉（建仁寺二百八十二世。-1549（50））といった禅僧を配出している。春沢永恩（建仁寺十如院。同寺二百八十七世。1504-74）も元信の男子であるという説がある。文溪永忠（建仁寺十如院。同寺二百八十九世。-1592）と英甫永雄（建仁寺十如院。同寺二百九十二世。1547-1602）も若狭武田家の出身であり、俗系の叔父と甥に相当する。これらの禅僧はいずれも建仁寺の僧として大成し、建仁寺住持として出世している。若狭武田氏と建仁寺の関わりは、従来より非常に密接であり、後代にも継承される。一方、上掲の記事によれば、前年度の会と同様に、参加した禅僧はいずれも相国寺僧である点に注目される。元信が、相国寺に対しても積極的に接触、親近を図っていることが知られる。景徐について言えば、結果的にその目的は達成されたようである。これ以降も武田家との親密は保持され、『翰林葫蘆集』や『鹿苑日録』景徐筆録部で見ると、それは月甫清光との交遊を通じて結実している。拙稿「月甫清光小論」（『国文学攷』第63号所収）において論及したところである。

Literary Activities of Keijo Shūrin (20)

Hisashi ASAKURA

This is an examination of the activities of Keijo Shūrin (景徐周麟) (1440-1518) in the year 3 of the Entoku (延徳) period (1491).

The curtain of this year was opened by the important affair in which Yoshimi Ashikaga (足利義視) who was the present general's father died on January 7. The Daitokuin household (大徳院) in which Keijo resided was changed into the former general Yoshimasa Ashikaga's (足利義政) soul place by this, and its name was changed to "the Jishōin household." (慈照院). The official position of Keijo changed to the chief priest of the Jishōin household from that of the Daitokuin household.

In the Zenrin society, there was an occurrence in which Genryū Shūkō (彦竜周興) died young at the age of 34. Keijo and Genryū were notable students of Ōsen Keisan (横川景三). For Keijo, although Genryū was the younger generation, on the other hand he was also a rival.

As for the contacts with the samurai society, he had already established a close relationship with Hosokawa Masakuni (細川政国), in addition he had a close connection with the Takeda family in the Wakasa country (若狭国).